

企業不祥事と取締役の損害賠償責任

実践女子大学
神山 静香

気候変動や人権侵害等の会社の事業活動から生じる外部不経済やサイバーセキュリティリスクへの対応等、サステナビリティを巡る様々な問題が生じている。これらの問題について、ハードローとソフトロー、注意義務に基づく会社法の責任規定や情報開示に関わる証券法の責任規定が交錯し、相互補完的に機能して取締役・取締役会の義務や責任に係る複雑な規制枠組みを形成している。

2023 年、米国証券取引委員会（SEC）は、年次報告書等でサイバーセキュリティのリスク管理、戦略、ガバナンス、インシデント報告の開示を義務づける最終規則を公表した。2024 年には、気候関連リスクが事業戦略等に与える経済的影響、取締役会によるリスク監視・評価および管理等のガバナンスに関する情報開示を求める気候関連開示の最終規則を採択した。米国では、会社法上の内部統制システム構築・運用監視に係る取締役の注意義務違反が否定された事案において、会社と役員に対し、証券取引所法違反に基づく訴訟が SEC によって提起された事例もみられる。近年、米国では、新薬承認申請の不正、航空機の欠陥による機墜落事故や天然ガス配給パイプライン爆発による大災害、ソフトウェアを提供する会社へのサイバー攻撃による顧客への甚大な被害等に関して、取締役が内部統制システムを導入し、運用を監視するために誠実に努力する義務を怠ったとして、任務懈怠に基づく損害賠償責任を追及する株主代表訴訟が相次いだ。内部統制システムの導入、運用に係る取締役の判断は、費用便益分析やビジネスリスクの評価を伴う。よって、裁判所は取締役の裁量を尊重し、経営判断原則の適用を肯定してきた。合理的に設計された内部統制システムによっても法令違反の可能性は完全に排除できないとして、法令違反に係る取締役の任務懈怠の判断において、過失や重過失だけではなく、忠実義務違反を構成するほどの不誠実性をもって行動したと合理的に推認できる具体的事実が認められなければならないとした。ところが、2019 年以降、会社の中核事業に関わる重要な（ミッションクリティカル）法令遵守リスクについては取締役の裁量が狭まるとして、法令を遵守し規制要件を満たしていた事実だけでは不十分であり、より厳格に監視機能を発揮し、合理的な内部統制システムを導入・運用するよう誠実に努力しなければならないとして、法令を遵守していたか否かにかかわらず、取締役の義務違反を認める判例がみられるようになった。米国では、法令遵守に係る責任を ESG 課題に係る事業リスクにまで拡張しようとする見解も主張され、会社法は、より広い社会的利益を保護する方向に舵を切ったとも評されている。

近年、わが国でも同様に取締役の責任を認めた判例がみられる。本報告では、日本と米国の株主代表訴訟判決を取り上げ、内部統制システム構築や事業等のリスクに関する情報開示等、会社法と証券法が交錯する領域における取締役の注意義務の内容について検討し、いかなる場合に取締役が個人責任を負うのか理論的な考察を試みる。

1. 報告タイトル

「グローバルコンプライアンスの観点から見るランサムウェア攻撃に関する留意点」

2. 報告概要

ランサムウェア攻撃による被害が昨今連日のように報道されています。ランサムウェア攻撃では被害企業に対して身代金が要求される場所、海外では日本国内よりもはるかにその支払い率が高いというデータが公表されています。

もっとも、ハッカー集団に対する身代金の支払いについては、その適法性が論点となる場所、海外の法規制によっては身代金の支払いを禁ずる海外法規制が存在します。

海外拠点による身代金の支払い対応については、日本企業としても、グローバルコンプライアンスの観点から留意すべき論点といえます。

本発表では、身代金の支払いに関する代表的な法規制である米国の OFAC 規制の論点について解説を加えるとともに、日本企業の米国法人がランサムウェア攻撃を受けた場合を想定したグローバルコンプライアンス上の留意点を紹介します。